第 177 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会　議事概要

開催日時：令和７年７月８日（火）
場　　所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎４号館８階）
出 席 者：
〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、伊藤正次構成員、宇野二朗構成員、髙橋滋構成員
〔政府〕稲原浩内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、佐伯美穂内閣府地方分権改革推進室参事官、川口真友美内閣府地方分権改革推進室参事官、松田和香内閣府地方分権改革推進室企画官、久保雅寛内閣府地方分権改革推進室企画官
※各府省の出席者については配布資料を参照
主な議題：令和７年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

＜通番８：個人の住所に係る告示等の見直し（総務省）＞

（大橋部会長）住所告示の制度の基礎には、守秘義務やみなし公務員に係る刑罰の適用といった観点があるということだが、今御説明があったように、みなし公務員であっても、必ずしも全て住所の告示が要求されているわけではない。また、提案団体が言うように、個人の住所の告示によって、その本人や御家族の生命、身体が危険にさらされるという不安が寄せられていて、特に女性の監査人等の登用が難しくなっているのではないかという問題も確かにあると思う。

さらに、プライバシー保護の観点から、住所の一部までのみを公開するといった配慮をした規定が出てきているので、ぜひそのような規定を前提に見直しを進めていただきたい。また、この住所告示がなくても、例えば、所属先に住所を問い合わせる等の手段によれば、必ずしも刑罰適用において本人の特定が難しくなるということではないと思う。そうすると、目的達成に対して手段が過剰であるという問題がある。

総じて申し上げると、抽象的な必要性を基礎として具体的な危険を個人に強いているような面があるので、ぜひ具体的な方策を御検討いただきたい。特に期限の点をお聞きしたいが、本件は令和８年の通常国会での法改正を目指していただくということでよろしいか、そのスケジュール感についてお聞かせいただきたい。

（総務省）２点御指摘いただきまして、ありがとうございます。

最初の点については、御指摘のとおりかと思うので、しっかりとその方向で検討してまいりたい。スケジュールについても、分権室の立場は非常によく分かっており、しかも、重要な案件で一刻も早くやるべきだと思うので、やるということになればできる限り迅速に進めるという方向でやりたいと考えている。

（石井構成員）前向きに御検討いただけるという御回答であったと思うので、ぜひ進めていただきたいと思う。

個人情報保護の観点で少し補足すると、法律上公表しなければいけない情報が公表された結果、不正な用途に使われてしまうというケースでよく知られているのが破産者マップ事件かと思う。これはなかなか対処が難しく、次の個人情報保護法の改正で破産者マップのような事案に対するさらなる法的な措置が検討されているところではある。こうした事態が生じていることに加えて、全体的な個人情報保護の流れから見て、既に御指摘もあったように、商業登記規則の改正で代表取締役等の住所が非表示になったことや、特許制度においても特許公報で個人の出願人、権利者、発明者等の住所を概略表記とする方向になっていることもある。これらを踏まえ、住所を告示するかしないか、概略表記まで行うのかといった点も含めて御検討いただくといいかと思う。

また、今回はみなし公務員として罰則を課される対象等を明確にする観点があるということだが、住所を表示しなくても責任の所在を明らかにできるならば、告示の必要はなくなっていくことは既に御議論のあったところだと思う。この制度の告示で概略表記ができるのかは分からないが、考えられる手段について御検討いただき、方向性をお示しいただければと思う。

（総務省）１点だけ。制度改正するとして、どのような在り方がいいのかについては、ほかの省庁もそうだと思うが、いろいろな方策があると思う。なかなか簡単にこうすればいいという結論は出ないので、関係省庁とも

相談しながら、皆さんにもいろいろお知恵をお借りしながら検討してまいりたい。
（大橋部会長）複数の方策はあり得るかと思うので、その検討結果を９月の第二次ヒアリングのときにお聞かせいただき、再度意見交換をしたいと思うので、よろしくお願いする。

＜通番２：各種経由事務の廃止（デジタル庁、国土交通省）＞

（大橋部会長）今年は経由事務の廃止が骨太方針2025（経済財政運営と改革の基本方針2025）で政府方針にもなっている。従前は市町村とか都道府県の機関が身近な窓口となって行う手続は、市民サービスの観点から存在意義があったが、デジタル化の進展により地元の窓口や経由の必要性は著しく低下している。むしろ、今まで経由機関が担っていた負担感を考慮すると、オンライン申請を通じて国土交通省へ直接申請可能となることが市民の利便性の向上に繋がるとともに、申請書類処理の時間短縮にも寄与する。今回のように市町村と都道府県で二重の経由手続があるというのは珍しい事例であり、存続は合理性がなく困難であると考える。第一次回答の中で、建築確認申請手続と連携することで届出義務の履行確保が図れるのだという御説明があったが、これは場合分けが必要である。建築確認申請が不要な場合は建築工事届のみ提出することとなっており、建築確認申請と連携していないため、建築主が直接国土交通省にオンラインで届出を行うという方式で足りるのではないか。建築確認申請が必要な場合であっても、建築確認の申請先である指定確認検査機関又は特定行政庁が建築確認をした後、国土交通省に直接調査票を送付するというようなオンラインの仕組みによって、都道府県の経由手続が廃止可能ではないか。現在、システム改修が様々進められているところ、経由手続を残した上でのオンライン化というのは反対であり、むしろ経由手続を廃止した後でオンライン化を進めていただきたい。その体制に支障があるというのであれば、システム上でのエラーチェックの実施や、システム改修を通じて克服していただきたいと考えているが、どうか。
（国土交通省）１点目について、建築確認が不要な場合は建築工事届のみになるため、国土交通省へ直接提出すればいいのではないかという御指摘だが、このような場合が一定数あることは確認している。ただ、国土交通省が建築工事届を確認すると、国土交通省に届出があった場合でも金額の桁が２つ間違っている場合がある。最近の例としては、とある県の大規模マンション工事において、１兆6000億円のデータが提出され、面積の割に過大ではないかと確認したところ、やはり２桁間違っており、160億円だったという例があった。１兆6000億円だと毎月の公表数値に大きな影響が出るため、そのような確認作業等の方法を別途考えなくてはいけないと考えている。御提案の趣旨は理解するが、統計の正確さの観点からどういった担保が必要かというのは引き続き検討する必要があると考えている。２点目については、システムで対応可能ではないかということだが、建築工事届が間違っているにもかかわらず、それが正として提出された場合の確認というのは何らかの手段で確保する必要があると考えており、それを県が行うのか、建築主事が行うのかという課題もある。どこかの段階で人によるデータの確認作業等を担保する必要もあるため、そういった作業を制度上どこで位置づけるかというのは残された課題であると考えている。
（大橋部会長）確かにそのようなチェックは必要と考えるが、現行の仕組みはチェックを多段階で行っている点が非常に無駄であって、システムを用いることでそれを一回で済ませるということはできないのか。同じような業務が本件だけではなく様々な分野で多くあるため、それをオンライン化によって是正したいということである。
（国土交通省）自治体の負担を軽減するという観点は非常に重要だと考えており、国土交通省としてもなるべくそのために取り組んでいきたいと考えているため、回答にはオンライン化を含めた業務の効率化を記載している。ただし、地元や地域の実情を最も把握している建築主事と都道府県の関与について、どう役割分担をしてどう負担軽減できるか、引き続き調査等を踏まえた上で、どのような方向性があるのかを考えていきたい。
（大橋部会長）調査いただくにせよ、今回、提案団体もかなり多く、市や県、特別区長会も含まれており、全国的に支障があるということが既に示されているため、閣議決定で経由事務を見直していく方針があるのだとすると、今から個別に一個一個点検するという話ではないというのが基本的な認識である。
（国土交通省）骨太方針等は理解しているが、提案を個別に見たところ、経由事務の廃止という主張も確かにあるが、業務負担が非常に多いために経由事務を削除してほしいという主張もあり、やはり業務負担が最大の問題かと認識しており、その点をまず解消すべく取り組んでいきたいと考えている。
（髙橋構成員）この問題は業務負担だけではなく、もともとこのような全国的な基幹統計というのは、国が全国的に統一して制度を構築することが義務であり、国が基本的な基盤を整備して様々な利害関係者がそれを使う

というのが理想である。今までは当たり前のように経由事務という形で二重にチェックをお願いしていたが、世の中はデジタル化と共に変化したので、基盤的な整備は国の責任で最大限努力するという立場で御検討いただければありがたい。また、エラーチェックでどこまで対応できるか否かについては現行の技術レベルとして明確に示していただきたい。それがなければ、エラーチェックの必要性について抽象的な議論になるため、客観的な必要性について示して頂き、必要な議論をしたいと考えているが、そこはいかがか。

（国土交通省）基盤整備については、国が統計を作る場合には国が根幹となる仕組みをつくるのが基本だと考えているが、国だけで本当につくれるかというと、先の疑義照会の例にもあったとおり、なかなか完結しない部分もあるため、そこは何らかの仕組みを残して確認できるような仕組みが必要かと考えている。先生が述べたとおり、国が根幹的な発想の下でオンライン化の仕組みを検討するというのは、国土交通省としても考えたいが、国だけで必ずしも完結しない。

（髙橋構成員）全部国で完結させるべきという話ではなく、可能な限りと申し上げた。

（国土交通省）承知した。２つ目のエラーチェックについて、こちらは個別調査票の審査業務のことだと認識しているが、審査については国土交通省でも市町村単位であるとか、一定程度のまとまりがあるデータの場合には時系列チェックを行っており、そのようなものはエラーチェックの機能に含める場合もあるが、それだけでは追えず、個別の調査票まで当たって確認しなくてはいけないということがある。そこはなるべく仕組み化しようと国土交通省も取り組んできたが、完全には困難であるため、どういう審査の在り方が仕組み上可能なのかを考える必要がある。

（髙橋構成員）客観的なものとして出していただきたい。

（国土交通省）検討したい。

（宇野構成員）地方公共団体で建築工事届の記入指導・補正・疑義照会等がなされている認識ということだが、その後国に提出されても約500件の疑義照会があるということなので、建築主事、都道府県において、本当に補正・疑義照会等がどの程度行われているのか、具体的な数字を認識しているのか伺いたい。改正の必要性などを見ると、入力作業に大きな手間がかかっているという記述もあるため、現場ではむしろ疑義照会のチェック等よりも入力に多くの時間がかかっているのではないか。具体的にどの程度の疑義照会等がされているという認識なのか伺いたい。

（国土交通省）約600の特定行政庁の窓口があるが、具体的にどの程度疑義照会しているかという正確な数字は手元にない。そこも含めて実態を調べ、どのようなオンライン化が必要かということを検討していきたい。入力については、紙回答の割合が半分以上と聞いているが、件数が多いため、都道府県が国に提出するときにパンチ業務等を行い、負担であるということは国土交通省も認識している。なるべく紙回答をデジタルデータ化し、作業負担を最大限軽減したい。

（大橋部会長）事務局に確認だが、今回は、業務負担が多いため負担軽減策の一個として経由事務の廃止があるというのではなく、経由事務の廃止が提案のストレートな内容ということでよろしいか。

（川口参事官）御提案の内容としては「経由事務の廃止」となっている。

（大橋部会長）そのような観点から問題意識等を伝えたので、ぜひ検討いただき、９月の二次ヒアリングで解決案を示していただきたい。

（髙橋構成員）紙回答がほとんどだという話だが、これは建築主による届出の話か。

（国土交通省）仄聞したところによると、建築主から提出される段階で半分以上は紙になっていると聞いている。

（髙橋構成員）建築主は個人も法人もある。紙で提出するような事業者、建築主はどういうレベルの建築主なのか。

（国土交通省）実際は建築主自ら建築工事届を書くのではなく、工務店や業者に書いてもらうことがほとんどだと聞いている。その際、図面だとかいろいろな種類の添付書面がある場合に、デジタルデータと紙を混在するよりは紙のほうが作業しやすいために紙で提出している場合が多いということを聞いているため、その辺りも含めてどのような対応が可能か考えたい。

（髙橋構成員）工務店レベルであれば基本的にデジタル化が当たり前だという認識。

（国土交通省）そこも議論しており、工務店によっては全てデジタル化できない工務店もあるようで、国土交通省も詳細に把握していないが、全部一貫したデジタル化まで進んでいるかどうかというのはまだ正確に把握できていない状況である。

（髙橋構成員）国土交通省がデジタル化を進めないと駄目なのではないか。

（国土交通省）認識している。

＜通番２：各種経由事務の廃止（デジタル庁、厚生労働省）＞

（大橋部会長）今回の提案のポイントは経由手続の廃止という点であり、閣議決定で経由事務の廃止が政府方針として示されている中で、オンライン化の変革を進めているということだが、オンライン化だけでは今は十分ではないという認識であり、市町村経由事務の廃止を前提としたオンライン化をお願いしたいというのが今回の提案の趣旨である。

申請と併せて手帳等をもらう交付の段階でも経由が表と裏で両方あるような形になっているので、そこを踏まえて経由手続を廃止していただきたい。特に精神保健福祉手帳は２年ごとの更新というような形で更新期間があって、しかも、手帳の保持者の数もだんだん増えているということになると、自治体の経由事務負担というのも増加が見込まれるので、是非デジタルの改革によって早い段階で対応していただきたい。

特に、市町村の経由事務の中には裁量的な判断というのはなく、記入漏れとか添付漏れというような形式的なエラーチェックが中心であると聞いている。そうだとすると、チェックシステムの構築によって市町村経由事務の廃止は可能ではないかという見通しを持っている。

また、今回の提案の追加共同提案団体には市だけではなくて県も含まれている。事務効率化の観点からの経由事務の廃止については、市町村のみならず都道府県も関心を持っているということであるため、是非お進めいただきたいが、いかがか。

（厚生労働省）提案団体の中に県も含まれているということは承知している。実際47の都道府県において、都道府県と市町村でどのようなチェックをしてそれぞれの役割分担がどうなっているかというところも、正直に申し上げて、網羅的に把握できているわけではない。様々なやり方があるかもしれないため、よく御意見や状況を伺いながら、調べながら考えていく必要があると考える。

また、当然、事務負担というところも勘案しなくてはいけないため、そういう意味では、オンライン化と並行して、例えば記載要領の統一であるとか、事務の簡素化、合理化といったものに貢献できる部分が何かないかというのは考えていきたいと思う。

それともう一つは、これはどちらかというと福祉の実情としてだが、やはり障害のある方々が、市町村に色々な福祉のサービスについて相談する中で手帳の話も出てくるというのはよくお聞きしている。そういう意味では、障害のある当事者の方々にとって、こういうことをやることによって利便性がどう上がるのか、ないしは影響があるのかないのかといったところにも目配りしながら検討していきたいとは考えている。

いずれにしろ、多くの福祉サービスは市町村で窓口をやっていただいているので、そうした中でこういった手帳との関わりをどうしていくのかということも視野に置きながら考えていきたい。

（大橋部会長）今回、提案団体、追加提案団体もかなりの数に及んでいるので、今お話があったように近くで障害者の方を見ている自治体の方から見ても、相談業務は相談業務としてきちんとするという前提でここにあるような手続を軽減してほしいということだと思う。特別区長会を含めて非常に多くの提案団体が出ており、やはりこういうニーズは現場にあると思うので、是非御検討いただきたい。

療育手帳について、これは法令上の根拠がないもので、要綱とかで制度間のばらつきがというようなお話だったが、昭和48年の厚生事務次官通知の「療養手帳について」という厚生労働省の技術的な助言に基づいて都道府県において実施要綱が定められている。強制ではないにしても、これが一つスキームを形作っており、この事務次官通知の中では、市町村を経由するというような形の仕組みになっている。やはりこの市町村経由という規定ぶりというか基本モデルは、経由事務の廃止の時代のため、廃止していただいて、経由を認めないという規定ぶりの下でこの療養手帳制度を示していただきたいということが前提としてあると思うが、いかがか。

（厚生労働省）今回の御提案はいずれもオンライン化と絡めて御提案いただいており、現在のところ、療育手帳は法律上の足がかりがないため、みんなオンライン化を導入してくださいという一律の右向け右的な決めができないことから、第一次回答でこの２行をつけている。ただ一方で、他の手帳の仕組みでこういうふうにしましょうとなったときに、療育手帳でも並びを取るときには、基本的には技術的助言ということになるため、御判断はそれぞれの自治体によって変わる可能性はあると思うが、それは要綱になるのか別の通知になるか分からないものの、療育手帳の方でもこういうことやってみてはどうかという形をお示しすることは考えられる。

ただ、これはオンラインの活用やその際の手続の簡素化など何かできるものを考えるが、どのぐらいのものがこのような通知で運用している療育手帳に反映できるか、単純に並べて一斉に同じことをやりますという保証ができるかと言われると、そういう仕組みにはなっていないため、そこには限界があるということを承知いただければと思う。

それともう一つ、療育手帳は法律に根拠規定がないため、御指摘のとおり次官通知を基に多くの自治体は運用している。ただ、それでも知的障害の範囲の区切り方とかにばらつきがあるということで、判定基準をなるべく並びが取れるようにできないかという問題提起や、さらには何がしかの知的障害者福祉法なりに位置付けをちゃんと置くべきではないか、精神手帳は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、身体手帳は身体障害者福祉法にそれぞれ位置付けがあるので、そのように法に規定を置くべきではないのかという問題提起を長年もらっている。ようやく知的障害の定義や判定をどうするかという調査研究などを重ねてきているところであり、そのような法の位置付けなども視野に入れて議論していこうというのを社会保障審議会の障害者部会でも調査研究の状況などを報告して議論を上げていっているところである。そのような意味では、全体の進め方のテンポとして違ってくるかもしれないが、手帳の交付とか更新、再発行などの手続で他の手帳で何か講ずるべきときには、こちらのほうにも反映はしていく形になると思っている。

（大橋部会長）このような厚生労働省の通知というのはそちらが思っている以上に自治体にとって非常に重い影響を事実上持つものである。これが発出された当時はこういう方式を取るのが、近くに窓口があったら便利だという点で、それなりの合理性はあったと思うが、今日議論しているように一般にオンラインでの手続が整備されていく中であれば、やはりここのところの在り方も変わることが必要ではないか。また、お話があったように、要綱制度でこれを残しているということがある程度広がりを持って全国的にも定着した仕組みであれば、やはりこれの仕組み自体をもう少しかちっとしたものにしていくということが中長期的には大事だと思う。そうだとすると、なおさらその中で今日出てきたような手続の中で反映していただきたい。

（髙橋構成員）政府の方針でもあるので、可及的速やかに御検討いただきたいとする基本的なお願いである。第一次回答で各種論点について引き続き検討してまいりたいということだが、例えば、今日、市町村は身近な存在なので、相談事務との兼ね合いがどうかみたいな話が一つの懸念として出された。二次ヒアリングで具体的にその辺の懸念について議論するには、二次ヒアリングの前にこちらでも検討できるようにある程度時間的な余裕を持って、懸念事項やそれに対して現状はこういうふうなことが考えられるといった具体的な話を出していただきたいが、この点はいかがか。

（厚生労働省）どのぐらいのところまで粒度が詰まったものができるかというのは、やってみないと分からないが、どういったところが懸念点であるかや、場合によっては現場の発行事務を司っていただいている関係自治体に、ヒアリングがいいのか、アンケートがいいのかはあるが、聞き取りすることも織りまぜながら、まとめてお示しできるものは示したいと思う。

（大橋部会長）昨年お願いした閣議決定からもう半年以上が経過しているので、具体的に様々な検討状況をお聞かせいただきたい。

例えば、診断書のオンライン提出という問題があるが、PDFでオンライン提出が可能という方向で整理ができているかや、手帳や受給者証をマイナンバーカードと一体化することによって交付手続の経由事務を廃止するのはどうか、所得判定について、所得状況をAPI連携によって自動入力させるのはどうかなど、かなりの時間が経っているので、各論も踏まえた御検討をお願いしたいが、お願いできるか。

（厚生労働省）項目によってお答えできることと答えが用意できないものはあるかもしれないが、可能な限りお示しできるようにしたい。

受給者証の話だけ申し上げると、今、健康保険の保険者証のほうは御案内のような状況であるが、自立支援医療の受給者証についてもマイナ連携で保険証と同じような扱いに選択制でできるようにしようかというのは、まさに改正法案として継続審議になってしまったので、これについてどうするかというのはあるが、いずれにしても、検討状況についてお答えできるものは整理しておきたい。

（宇野構成員）先ほど相談業務との関係でお話があったが、他方、提案の内容を見ると、交付までに要する時間が大分かかってしまう、経由事務があると時間がかかってしまって、それが不便だという受給者の方からのお声もあるようなので、それも踏まえて御検討いただけたらと思う。

（厚生労働省）申請からの決定があって証が来るまでの時間があるというのはかねてより指摘もあるところであ

る。経由があろうとなかろうとなるべく早く結論が欲しいというのは当然申請された方の心理でしょうから、そこはこの御提案にどう対応するかということと併せて、審査判定業務をどのように早回ししていくかについても引き続き考えていきたいと思う。診断書の書き方のモデルなどもお示ししたりしつつあるので、そのような努力も並行してやっていきたいと考えている。

（大橋部会長）申請から決定が出ないとサービスの受給ができないので、そこのところをできるだけ短縮するということは非常に利用者にとっての利便性のある話で、市町村だと２か月から２か月半程度に、この経由が起因して期間が延びているというような話もあるので、是非そういうところに着目して９月の回答をいただければと思う。

（勢一部会長代理）今までのヒアリングでのやり取りで御検討いただけるということなので、二次ヒアリングに向けてよろしくお願いしたい。

この経由事務の問題は時代に応じた制度、手続のアップデートが必要で、それの一つのツールとして今デジタル化というのが進められているという局面だと思う。社会的ニーズに寄り添って制度や手続を変えていくというタイミングに来ているのだと認識しているので、そういう問題関心でお願いできればと思う。

特に障害のある方の利便性という点は何度かお示しいただいて、それは非常に重要であると考えている。ただ、今、現場にある利便性の一部は、長い実務運用の中で経由事務を前提、活用して作られている利便性ということで、これがデジタルの時代で持続可能ではないと考えている。是非デジタル化で基礎となる手続の負担を軽減し、利便性を図った上で、その空いた時間で今までやってきたような相談対応とか、タイミングを掴んでの支援ということを考えていただきたい。そのため、手続のデジタル化の議論と利便性を上げていくということは分けて検討いただく必要があると思っていて、むしろ自治体の実務の現場としっかり協力して、デジタルを活用しながら障害のある方の利便性を図るということを是非協力体制でお願いできればと思う。

（髙橋構成員）療育手帳だが、私は東京都の不服審査を８年間担当してきた。そこにおいて、処分性はないにもかかわらず、あえて療育手帳については不服申立てを受けていた。この点については、等級認定で税金などにも影響があるのにもかかわらず、法的根拠がないことについては法治主義の観点からも問題だと思っていた。議論があるということなので、法的根拠を与える方向での議論をお願いしたい。それと同時に、他の制度との並びがあるので、そこは議論があるからといって療育手帳については今回の手当てから落とすというのではなく、この時点で他の制度との並びでできることは可及的速やかにやっていただきたいということをお願いしたい。いかがか。

（厚生労働省）はなから並ばないという話ではないと思うが、法的根拠のあるやなしやによってどこまで他との並びに乗っかれるのかどうか、例えば、我々が今気がついていないような法制上の限界であったり、その他の限界等はあるかもしれないので、そういう意味では完全に並べると確定できるというものではないが、他の手帳でやることについて、療育手帳でどうするのかというのは、はなからのけものにするのではなくて、考えながらやっていく、横を見ながらやっていく。法的根拠があるなしによって、どこまでどう徹底できるかというところには、いかなる項目であれ、そこには違いがあるということは御承知置きいただきたいという趣旨で回答している。

（大橋部会長）療養手帳は本当に自治体の現場では今定着している一方で、制度的な問題もあって取扱いなどで非常に色々と苦労している部分もあるので、是非検討をお願いしたい。

こちらの意向はお伝えしましたことから、９月の二次ヒアリングでは是非具体的な御検討、成果を基に議論したいので、よろしくお願いしたい。

＜通番 36：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 23 条の５の「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与すること（国土交通省、環境省）＞

（大橋部会長）産業廃棄物については2000年の法改正で都道府県に対しての調査権が新設されたということで、これは不法投棄対策の一環だということはよく理解した。

提案団体は、一般廃棄物についても不法投棄問題が顕在化し、広く見られるようになり、その行為者を特定しないと土地の所有者等に迷惑がかかる。行為者特定のために市町村が調査を行いたいが、支障があるため提案されたものである。まず、個人情報の保護に関する法律第69条第２項第３号の規定に基づき相当の理由があれば行政機関等が保有する個人情報を提供することが可能であるとのことだが、全国の現場ではそういった解釈が統一されておらず、実際に情報開示が拒否されるリスクは残っていると見受けた。

また、道路運送車両法第22条第１項であるが、確かに登録事項証明書の請求はできるが、これは手数料を前提とした規定であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で調査権が認められるとすれば、公用請求が可能となり、手数料が発生しないことからすると、通常の証明書取得ができるので支障がないということにならないのではないかという認識である。

特に一般に法律上、市町村が一般廃棄物の処理責任を負って、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中に改善命令とか措置命令という権限を持っているのだとすれば、権限行使の前提として適正な情報を入手できることは不可欠である。そういう観点から調査権が規定されている法律もある中で、法定調査権がなく、公用請求の実効性が違ってくるという例はほかにもある。そうすると、調査権を法定して実務を後押ししてあげるということは十分理由があることではないかと考える。一般廃棄物処理の適正化及び不法投棄対策という観点から、産業廃棄物についてと同じような規定を横並びで規定いただくということは必要なこと思うが、いかがか。

（環境省）我々も不法投棄を根絶したいという立場では全く市町村と同じ立場であるため、具体的にどういうことでお困りかというのは、きちんと調査をした上で、どういった具体的な方策が適当であるかというのはしっかりと勉強していきたいと考えている。

（大橋部会長）手数料の問題はいかがか。

（国土交通省）まず前提として、この登録事項証明書は道路運送車両法に基づくものだが、こちらはオンラインのリアルタイムのシステムで交付する形になっている。他方で、個別の法律に基づいて請求する場合は、郵送によって請求されると思われるが、それに伴う内部決裁や、その処理にかかる時間や、郵便切手の用意等で時間がかかる。登録事項等証明書の取得は個別でシステムをつくっているので、道路運送車両法第22条第１項に基づく証明書の取得を利用すれば迅速に対応ができる。

その上で、手数料については、登録事項等証明書の請求については１件当たり300円であるが、道路運送車両法第22条第３項に基づき電気通信回線を使用して請求いただければ、１件当たり10円程度で提供することが可能となる。どれだけの台数を照会するかにもよるが、手数料自体についても、迅速性という意味合いでも、道路運送車両法に基づいて対応する方が適当であると思っている。

（大橋部会長）迅速かどうかということは別にして、やはり差異があると思うが、そこで一般市民と同じような形で一般廃棄物を処理する市町村がこの手続に乗って請求できるからいいのだというのも変な話のように思うが、いかがか。

（国土交通省）道路運送車両法に基づき一般の方が請求する場合は、プライバシーの関係もあるので、ナンバープレートと車台番号と両方が必要となるが、国や自治体からの請求についてはナンバープレートさえ分かれば請求できる。手数料も必ずしも高い価格ではないので、一番よいのではないかと思う。

（髙橋構成員）公共性の必要性から行政事務として請求している場合についても手数料を取るという話か。

（国土交通省）個別の法律、例えば、税の法律に基づいて請求される場合は、取っていない。

（髙橋構成員）一般廃棄物についても産業廃棄物と同じように廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されると手数料は取らないのか。

（国土交通省）然り。

（髙橋構成員）まさに、その改正の必要性が明らかになったと思うが、いかがか。

（環境省）繰り返しになるが、不法投棄を防止したいというのは我々も全く一緒で、その立場は変わらないが、この法律を変えないとできないかどうかということはよく市町村の現場の意見を聞いて判断したい。

（大橋部会長）法律で改善命令等の権限があれば、その前提で調査権限の規定を置くというのはなんともない規定で、支障が出て初めて調査権限を認めるということ自体が市町村を縛り過ぎのような気がする。

（髙橋構成員）もう一点、反対解釈というのはある。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の５に都道府県は記載されて、市町村は記載がないのであれば、できないのではないかと担当者は普通は思う。個人情報保護委員会がガイドラインを出しているかもしれないが、それはガイドラインにしかすぎない。要するに、並びで市町村についても法律に入れていただければ、それで明確になる。反対解釈を許さないような形での法的措置をぜひ取っていただきたい。

（環境省）ガイドラインが出ているのであれば、それは公的なものですから、まずはそれをしっかりと御覧いただきたい。

（大橋部会長）現場でこれだけの団体が不便だと言っているというのは、行政ニーズがあるということなので、

それを支援してあげたらいいのではないか。
（環境省）まずはどんな行政ニーズがあるかをしっかり調査したい。
（髙橋構成員）事務局と一緒に調査するように。
（環境省）承知した。まずは提案いただいた関係自治体へのヒアリングを行いながら、具体的にどのような困り事があるか聞いた上で、どういう措置が必要か検討する。
　また、産業廃棄物と一般廃棄物は、都道府県と、市町村での役割が大きく違うことから、法制度の書きぶりについては大きく違うところがあるので、必ずしも全て並びがないとできないということにはなっていないとは解釈している。一方で、各論でどういう支障があるか確認していきたい。
（大橋部会長）市町村と都道府県は違うと言っても、同じ規制権限を持っているところで調査権限を揃えるかどうかは、区別する話ではないと考える。

＜通番 22：前任の教育長が辞職した場合等における補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定の見直し（文部科学省）＞

（大橋部会長）現行制度の根拠は教育行政の安定性確保であり、教育長と教育委員が毎年一部改任の仕組みを取ることを示していただいた。この考えは教育長と教育委員の任期が同一だった法改正前には妥当するように思うが、現在教育長は３年、教育委員は４年で任期が違い、別個の職務として位置づけられ、それぞれが長と議会同意によって選任されることから、現状には適合しないのではないか。
　例えば文部科学省が平成 26 年７月 17 日に出した通知「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」を拝見すると、任期が異なる教育長を除いて一部改任制について言及しており、教育長は教育委員と同様に扱わないという趣旨ではないか。
　また、他の行政委員会の規定を踏まえてということだが、農業委員会や選挙管理委員など、公選や公募によって同時期に委員が交代する仕組みは教育長には当てはまらず、また、委員会の継続性を理由として委員の一部改任制を取る仕組みは教育長には当てはまらないように思う。
　他方、具体的な支障の観点で、新しい教育長が議会の同意を得て選ばれ、それが短期の残任期間で就任し、また短期間のうちに議会承認を経て選任が繰り返されるという状況は、住民から見て理解しがたいことではないか。残任期間を理由として同じ人事案件を２度議会に上程するというやり方はどうなのかということがこの提案の前提にあるのだと思う。
　制度改正から 10 年経ち、運用してきた地方公共団体から実務上の問題として現役の校長先生を教育長として迎え入れることも難しくなっているとの指摘が出ている。
　市町村で教育長が欠員になっている例は相当数あり、こういう事柄を踏まえて、ぜひこの提案を検討いただきたい。
（文部科学省）教育委員会において毎年一部改任が行われるのは、委員の改任により急激に委員会の行政方針が変わることを避けるという趣旨、及び委員の任命を通じて教育行政の安定性、中立性が脅かされることを防ごうという趣旨によるものである。
　教育長は教育委員ではないが、合議制の執行機関としての教育委員会の構成員であるため、教育長も含め毎年一部改任の原則が適用されており、教育長のみ適用を除外するということについては、その必要性なども鑑み、慎重に検討する必要があると考えている。
（大橋部会長）安定性自体は教育委員の一部改任制で十分担保されている。教育長をそこに含めて残任期間を適用することについて、今回、具体的な提案と支障が出ているため、それにどのように対応するのかという観点で、意見・検討をお示しいただきたい。
（文部科学省）仮に御提案のとおり、教育長が欠けた際の後任の教育長の任期について、前任者の残任期間にかかわらず３年間とした場合には、後任の教育長の任期の区切りが４月１日や 10 月１日とは異なる、中途の時期に固定される場合も考えられ、提案の自治体と同様の不利益を被る他の自治体が出てくる可能性があることから、現時点では、制度改正については慎重に検討すべきものと考えている。
（髙橋構成員）自治体からの提案は、補欠規定について柔軟化してほしいというものである。今の話は当たらないのではないか。
（文部科学省）行政委員会の一員である以上、制度的にも何かしらの任期は必要だと思っており、３年とするのか、残余期間とするか、いろいろパターンはあると思うが、任期まで全て自治体にお任せしてしまうのは、地

方自治法の中の行政委員会としては法制的にも難しいという前提がある。

その上で、４月１日に仮に固定して次に３年間やったとしても、本当に病気で９月 28 日に倒れてしまえば、またここから３年間になってしまい、結局４月１日に戻せなくなってしまうというようなこともある。我々も提案を受けて、何かしらできないかということで検討を進めていたが、そういう支障も生じてしまうということで、引き続きここは御指導いただきながら検討は進めていきたいと思っているところである。

もう一点、２度同じ人事案件を短期間で出してしまうということは、ほかの行政委員会の委員も同様の支障があると考えられるため、その辺のバランスなども含めながら検討したい。

（大橋部会長）教育長という職務の内容と、それが持つ意味というのは普通の行政委員会と一緒に議論するというのは乱暴な気がする。行政委員会一般について一部改任制はやめてくださいという提案だったら御指摘のとおりだが、この提案はそうではない。こういう提案が現場から出ているということ、結局この残任期間という規定があることによって、現場は後任の教育長の方の任期や運用について柔軟な取扱いができないということがベースにあると思うため、任期の運用について、柔軟にやりたいというところがあれば、それを酌み取れるような仕組みにしてもらいたい。そのため、任期が３年というのは動かす必要もない。病気等、何かがあった際の対応について、今は一律の扱いになっており、適任の校長先生がいて、あの方がいいなと思っても、その補充に現場のほうが随分苦労している。適任の方を適切な時期に迎え入れることができるような仕組みにこの残任期間の規定が邪魔しているのだとすれば、この規定を柔軟化してほしいということも提案の中にはあると思うが、そこはいかがか。

先ほどの一部改任制で委員に引きつけて全体の中立性、公正性だというような抽象的な議論だと、今の提案で出てきている支障に対してのお答えとしては、提案団体も一般的な話で終わったなという形で満足されないと思う。その支障を踏まえた上でアイデア等を検討いただくということをお願いしたい。

（文部科学省）現場の悩みに対して、どうやって法制的に仕組みを整えていくのかという観点で御指摘をいただいたと思っている。現状、行政委員会の委員について、基本的には任期が定められ、途中で止めた場合にはその残任期間とされていること、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育長という新しい役割ができたが、教育長も行政委員会の一員であること、加えて、現場でなかなか教育長の選任に御苦労されていること、こういうことを踏まえてどうしていったらよいかを考えていくべきではないかという指摘と受け止めたが、一方で、これは法制的にどうしていくのかという話であり、法制的に何ができるのかということがなかなか見いだせていないという状況である。

何ができるのかというのは先生方の御指導もいただきながら考えてまいりたいと思っているところだが、現状は法制上いろいろ考えられるべき点がなかなか見いだせていないというのが私どもの考えである。

（大橋部会長）事務局に表を作ってもらったが、委員の方がＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄといて、その方々が一部改任制で回っていく中である程度継続性、安定性が取れているのであれば、任期が３年と別になった教育長の任期をそろえる必要はどれだけあるのか。むしろこれだけきちんとした職務で主宰するような形で指揮、監督を取る中心人物が短期の残任で辞めるよりは、その人にきちんと３年務めてもらったほうが良い気もするため、その問題提起も含めてあるのだと思う。

これだけの団体が相当な労力をかけて提案を出し、声を上げているなど、現場ではそれなりの支障を感じており、市民感覚としてやはりこれはつらいというお声も自治体の方から出ている。そうだとすると、そこを踏まえて何か方策を検討いただきたい。９月に二次ヒアリングを予定しているため、その間に御検討いただくことや、事務局を通じて提案団体等の支障・意見を聞いていただくということも可能だと思う。ぜひ御検討いただき、できれば抽象的な制度論ではなく、そこまで含めた上での解決策・検討の成果を示していただけるとありがたいが、それはお願いできるか。

（文部科学省）私どもとしては、先生方の御指摘も踏まえ、現場の状況も聞きながら何ができるかというのを考えてまいりたいと思っているが、現状、法制的には今回申し上げたような課題があるということについては御理解を賜ればと思う。また事務局の皆さんと通じて議論を深めていきたいと思っている。御指導いただければと思う。

（髙橋構成員）任期についてはある程度選択制のような形もあり得ると思うため、その辺も少し考えていただければありがたい。

（文部科学省）議論を深めさせていただければと思う。

＜通番 17：介護職員初任者研修における通信学習方式の学習時間の取扱いの弾力化（厚生労働省）＞

（大橋部会長）コロナが収束して５類になり、コロナを理由とした臨時取扱いは必要なくなるかと思ったが、その後、この取扱いが継続されていることについて、趣旨を伺いたい。この研修の実施方法は、今非常に自由な形になっているところ、中山間地域などのサービス空白地帯では従前の基準が厳しいので、それを柔軟にやらせてもらいたいという提案である。現在の取扱いが、コロナを理由にせずとも継続になるのであれば非常にありがたいと思うが、臨時取扱いでいずれやめるということになり、また元に戻ってしまえば何にもならない。今、継続しているということの意味は、この提案にあるようなことを考え、それを支援するという趣旨も含めてのことか、それとも新しい対応を考えるウェイティングタイムであり、今は取りあえず継続になっているというだけなのか、伺いたい。

（厚生労働省）コロナの特例的な扱いについて、実態としてもそれなりにこの特例措置は活用されていると承知しているが、我々もどういう状況で実施されているかというところは、まだつぶさには把握していない。恐らく大きな問題は起きていないと思うが、これを当面の実施ではなく恒久措置にするに当たっては、どういった状況下でオンラインを認めればいいかということについて、しっかりと確認する必要がある。そういう意味では、当面の扱いを恒常的な扱いにするに当たって、そのような状況も踏まえた上で、認める必要があれば認めていくということで、検討している。

（大橋部会長）承知した。恒常化という形で緩やかな形式にしてもらえれば、提案団体のようなところも対応できるため、その方向でお願いしたい。また、現在進行形ということであるが、当該制度についていろいろ問題点を指摘したい。まず、通信形式の実施の上限時間が 40.5 時間という縛りの意味について、特に、通知で上限設定をすることは技術的な助言にしては踏み込み過ぎているような気もする。40.5 ということの意味、縛りが、恒常的な取扱いを行う上で、特に通信方式で行うことは遠隔地では非常に重要であるところ、現状、この縛りは自由に考えるという方向でよろしいか。

（厚生労働省）然り。今、既に通信形式の上限時間は 40.5 ではなく、コロナ時の取扱いとして 130 時間全て可能ということにしている。ただ、それはあくまでコロナの対応であり、経過的に続けている位置付けになっているので、それを単純に恒常化するということも含めて検討するものだと我々は考えている。

（大橋部会長）コロナを契機に行ったが非常に使い勝手がよいということで、今後、今回の中山間地域を始めとする地域の状況を勘案し、柔軟にすると、初任者研修は広まっていくので、ぜひ提案として受け止めていただきたい。加えて、研修の中身について、演習というものがあり、省令で、演習は通信方式の中には含まないとなっているので、オンラインでは演習は難しいというのが原形である。これも今、コロナでかなり自由度が高まっていると思うが、逆に演習部分を本当にオンラインにしていいのか、オンラインで行うにしても、あとで実務上オンザジョブトレーニングや補講という形で補完するやり方もある。

　コロナ時に、演習はオンラインでは駄目だというルールは柔軟化されたようにも見えるが、現状、どういう取扱いになっているのか。

（厚生労働省）今、我々の理解としては、演習の部分も含めてオンラインを認めていると理解している。

（大橋部会長）そこまでの自由な取扱いになっていると議論はしやすいが、今あるような形で、現場の判断で工夫しながら、演習についても対応できるものはオンラインも可能という考えか。

（厚生労働省）今の時点では、少なくとも演習も含めてオンラインで実施することを認めているので、実施状況を踏まえた上で特に支障がないのであれば、恒常化という方向も含めて検討するものと考えている。

（大橋部会長）そこまでこの仕組みが柔軟になり、通信が利用できる形で恒久化すれば、今回の中山間地域を始めとして非常に苦労している自治体の要望に対しては応えることができると思う。この提案は、横浜市や川崎市からも出ているので、恒久化の検討については、今回の分権提案の枠の中でお応えいただけるのか、方向性はお示しいただけるのか。今日お話ししたことを持ち帰っていただいて、９月に二次ヒアリングを行い、基本的な検討状況を聞くということにする。全体的には年末に閣議決定という形で取りまとめを行うので、その段階である程度恒久化の方向性などということを示していただくと、今回の提案とマッチするのでありがたい。先ほど検討中というお話だったが、その辺りのスケジュールはどうなのか。

（厚生労働省）もともとこのコロナの取扱いを継続するという連絡を出したのは去年の４月であるので、それから１年程経過している状況であり、我々としてはこの取扱いをどうするのか並行して考えなくてはならないと思っていた。その上で、今回、分権の事務局のほうから話があり、我々がもともと考えているスケジュールと

そこまでずれていないので、スケジュールも含めてよく御相談しながら対応することはできると思う。
（大橋部会長）御検討いただいているところにちょうど重なるような形で、今回こういう提案が全国の地方公共団体から複数出ているので、これは現場の声だということである。恒久化の方向と、コロナ対応の実績がかなり一致しているということなので、ぜひ具体的に検討いただきたいが、既に幾つか自治体の御意見を聞いたり、コロナ時のやり方の実証的な調査をしたり等、何か進めているということか。
（厚生労働省）まだ今の時点では、具体的なアクションまではしていないが、いずれにしても今年度のスケジュール感で、何らか今後どうするのかを考えなくてはいけないと我々も思っており、自治体の実施状況について調べる必要があると思っていたところである。
（大橋部会長）方向性は一致したので、ぜひその方向で９月に具体的な案をお聞かせいただきたい。

＜通番 35：都市計画法に基づく市街化区域の設定を土地利用の実情等に即して柔軟に設定可能とすること（国土交通省）＞

（大橋部会長）第１次回答では人口フレーム方式は基本とするという回答をいただいた。ただ、その中では柔軟な運用は妨げるものではないという見解が示されて、それは都市計画運用指針でも記載されているとのことであった。そうだとした上で、具体的に支障があると感じている地方公共団体の方から提案が出てきているが、具体的にはこの亀岡市のような事例について御意見を伺いたい。市街化区域の中に市街化調整区域が部分的に混在していて、穴抜け状況になっているときに、街として一体的なまちづくりをしたいと思うと、現在、地方都市は全体的には人口が減少しているので、人口フレーム方式の問題が生じる。問題が生じる際には、柔軟な運用ということが記載されているが、この柔軟な運用というのが亀岡市の事例では当てはまるのかということと、こういうところが条件として満たされるのであれば亀岡市のような場合でも可能であるという意見交換をしたい。それを前提として、都市計画運用指針を発出されてから、例外的に柔軟な運用を認めるという方針が取られているため、一般的な人口フレーム方式に拠らず、他のところから見たら認められた例が幾つかあれば、そのようなものも併せてお示しいただきたい。亀岡市と同じような問題意識を持ちながら、他の自治体では条件が異なるため、亀岡市の例を前提とし、どんな条件であれば、またどこを担保できればいいのかということと、今までの柔軟な運用の具体的な事例や視点というようなものがあれば、重要なのでお示しいただきたい。
（国土交通省）区域区分を設けていること自体が、まばらな市街地になるのを防ぐという趣旨である。そのために人口というものを考えて、それが適当な密度をもって居住するに必要な面積というものを算定するというのが人口フレーム方式である。そういうことを考えたときに、土地利用の要望が、亀岡市の場合、穴あきになっているところがあるということだが、全体としては人口減少下というような話であったため、そのままそこを市街化区域にしてしまうと、全体的な人口減少の中で、市街化区域に新しく編入したところも含めることになると、人口密度は全体的に下がってしまうことになり、まばらで空疎なまちづくりというものを防止しようとする制度の趣旨からはあまり好ましくない。ただ一方で、色々な工夫が考えられる。例えば今は市街化調整区域になっているところについて、即地的に土地利用の見込みがある中で、従前の市街化区域の縁辺部で、土地利用の見込みのない農地や山林が市街化区域になっているという部分もあるため、そういったところについては逆に市街化調整区域にしていき、街中にある市街化調整区域を市街化区域に編入するとか、そのような考え方は人口フレーム方式の中でも取ることができると思っている。それから、もう一つお尋ねの件、今まで柔軟な例があるのかということについて、人口フレームというものを基本にしつつではあるが、例えば将来世帯数とか住宅の平均敷地面積といったものをベースに、直接将来の住宅に必要な用地の面積というものを算定して市街化区域の設定をしている例とか、人口にあまり寄りかからない方式を取っているところもある。また、人口についても、例えば社人研の人口推計などが一般的であるが、それだけではなく、当該都道府県ないしは市町村の様々な上位計画の中でその地域の産業の動向とかも含めて、今後の人口の動向を見ているのであれば、そういったものを根拠にしていくという工夫のやり方をされているところもある。あるいは、今回の住宅のケースとは異なるが、産業立地の動向等の独自のデータを示して、今後必要な市街地面積というものを算定して、それを基に市街化区域の設定をしているといった例もあるため、様々な工夫の余地はある。もし亀岡市から御相談いただけるのであれば、そういったことを具体的に提案できると思っている。
（大橋部会長）平成 28 年に指定都市市長会から、人口減少化での都市計画制度の創設に向けた提言で、この仕組みについて一言あり、今ある市街化区域から少し外れたところに交通結節点みたいなものができれば、この結節点周辺は人口がある程度集約していくことが見込まれるため、そこを先行的に考えて、今の市街化区域を拡

大する。その部分で言えば、人口密度は減少するが、その反面で、縁辺部を、居住調整区域をかけているかどうか難しいけれども、そのようなところについて見直すということを条件として、全体としてコンパクト・プラス・ネットワークの図を描く中でやるという動きを示せば、人口フレーム方式のみではなく柔軟に設定できるようにしてくださいというような提案が出ている。今前半でおっしゃったところはまさにそういうやり方なのかなという気がする。だから、人口フレームに必ずしも依拠するだけではないのだとすれば、他にどういう見通しを持ってまちづくりをやるかというところについてはお示しいただいた。将来世帯数や敷地の面積の変化を示すことによって、市街化の可能性を示してみたり、あとは産業動向から上位計画でそれを立証し、その限りでは人口フレームには触れるけれども、そういう例外を認め、人口フレーム方式によらない代替的な指標を出したりすることは、市街化に向かっており、都市全体として見たらコンパクト・プラス・ネットワークという構想からは外れないということであった。今回の提案では運用指針に考え方を記載していても、最後の柔軟化の部分は抽象的になっており、自治体は踏み込めないところがあると思うので、お示しいただいた考え方を周知していただき、まちづくりを進めてもらった方が、戦略的なまちづくりをするという上ではむしろ重要だと思うので、そのようなことについて通知等でお示しいただくことは可能か。

（国土交通省）縁辺部の市街地を今後どうしていくのかとか検討しているところであり、その結果を受けて、都市計画運用指針か、または別の手引き等で、そういった考え方を事例も含めて示していくということはあり得ると思っている。

（大橋部会長）今回の提案は道のり半分で、亀岡市の実際の状況を具体的に確認するために、事務局を挟んで意見交換の場を設けることは可能か。

（国土交通省）お話を具体的にお聞きしたほうがより具体的な提案ができると思う。

（大橋部会長）ぜひそれをお願いしたい。私もこれ以上の詳しい状況はよく分かっていないところもあるので、様々な要素を見た中で、人口フレームだけに依拠しないやり方として認めていくとか、そういうことを意見交換していただくと非常に有益だと思う。あと野放図に柔軟化するだけではなく、戦略的に都市を見ながらの柔軟化ということは、意味のあることかと思う。そこの具体像をぜひ今回のこの提案を機にお示しいただけるとありがたい。

次回のヒアリングは９月に予定しており、そこで話合いの結果とこの具体化の道筋をお示しいただけると有益と思うが、それはお願いできるか。

（国土交通省）承知した。

（大橋部会長）これは非常に難しい問題で、コンパクト・プラス・ネットワークの重要性というのは十分分かっている立場で申し上げている。

（国土交通省）御指摘のとおりで、本当に野放図に編入してしまうと、まばらな市街地となってしまうため、制度の原則というものを押さえつつ、どうしたらより実質的なコンパクトなまちづくりというのに資するのかといったところを示せたらと思う。

（以上）

（文責　地方分権改革推進室　速報のため事後修正の可能性あり）